

平成16年8月31日

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見書

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9
日本橋三英ビル3階
電話：03-3667-8311
日本食品添加物協会
会長 稲森俊介

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 「II JAS規格のあり方 4 JAS規格の制定・見直しの基準への反映」に関する意見

1-1. 「標準規格」に関する意見

(1)意見

「標準規格」における食品添加物の使用制限を撤廃していただきたい。具体的には、「標準規格」の新規制定時及び定期的見直し時の基準に反映していただきたい。

(2)理由

検討会の委員より次のような意見が出された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

①第4回検討会（平成16年1月28日）

食品の多様化には、安全性の確認された食品添加物の貢献が大きい。安全性の確認された添加物についてまで、拒絶反応を起こすのは止めて欲しい。

②第7回検討会（平成16年5月19日）

JAS規格の制定・見直しの基準の中で、食品添加物の限定という例示があるが、この部分は「消費者ニーズに対応」だけでよい。

1-2. 「特色規格」に関する意見

(1)意見

有機JAS規格等「特色規格」における食品添加物の使用制限を見直し、有用性・必要性の高いものについては、すべて認めるようにしていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見を踏まえて、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

2. 「II JAS規格のあり方 3 JASマークのあり方（JASマークに具体的な内容を付記）」に関する意見

(1)意見

JASマークに「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を付記することは、適当性

を欠くので差し控えていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

3. 「II JAS 規格のあり方 2 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格（1）表示とリンクした JAS 規格」に関する意見

(1)意見

「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を対象とした JAS 規格（表示とリンクした JAS 規格）は、適当性を欠くので制定しないでいただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

以上